

医療・介護・感染症対策WG（第1回）

厚生労働省説明資料

令和4年10月20日

厚生労働省 老健局

1. 管理者要件について
 - 1 - 1 管理者・施設長における要件について（兼務）
 - 1 - 2 管理者・施設長における要件について（常勤）

2. ローカルルールについて

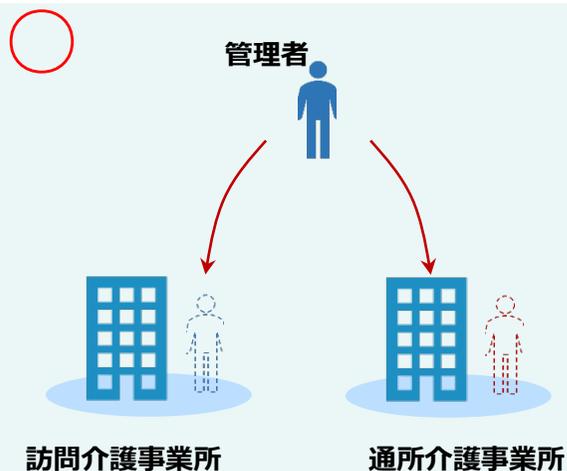
3. 常勤換算する場合の勤務延時間数について
（非常勤従業者の休暇等）

4. 常勤換算方法での員数について
（訪問介護、小規模多機能型居宅介護）

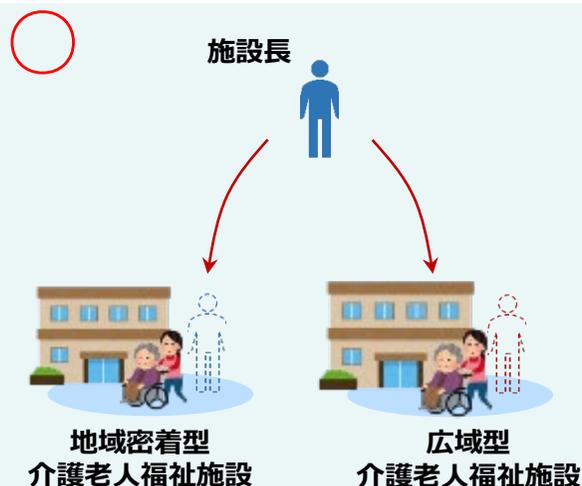
1-1. 管理者・施設長における要件（兼務）

- 多くのサービス類型において、管理者については、省令上「専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。」としており、また通知において「同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者としての職務に従事する場合」に兼務可能としているサービス類型もある。
- また、兼務可能な事業所等の種別や数などについて、定量的な制約を課しているわけではなく、管理上支障が生じないことが大前提である。こうした中で、例えば介護事業所の管理者が他分野のサービス事業所等の職務に従事することも可能である。
- 小規模多機能型居宅介護については、現行、居住系サービスとの一体的なサービス提供を目的に、併設される地域密着型介護老人福祉施設や認知症対応型共同生活介護事業所等との兼務を現行可能としているところであるが、今回のご要望を踏まえて、通所介護事業所等との兼務についても、実態を踏まえて、必要な検討を行ってまいりたい。

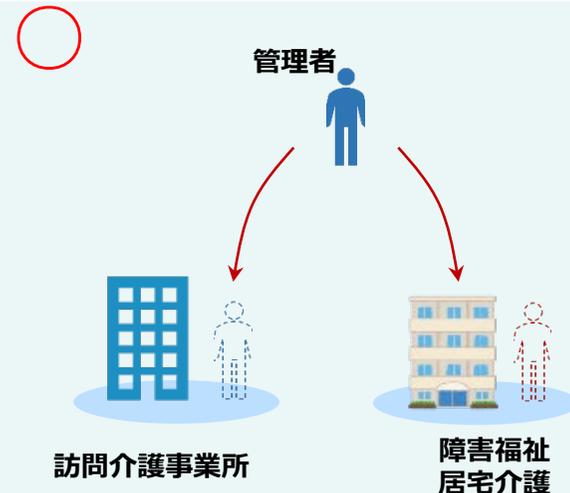
例1（居宅サービス事業所同士）



例2（介護老人福祉施設同士）



例3（介護事業所と障害福祉事業所）



1-2. 管理者・施設長における要件（常勤）

- 管理者の常勤要件については、サービス類型にかかわらず、管理上支障の無い範囲として、通知上「当該事業所に併設される事業所の職務であって、同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについて、常勤要件となる勤務時間数に算入される」としているが、“併設”の範囲については、これまで明確に基準等で示しておらず、独自に定義づけしている一部自治体もあるところ。
- 管理業務が適切に行われる“併設”の範囲内について、どのような明確化が考えられるか、要望も踏まえて検討してまいりたい。

常勤の定義

<p>解釈通知</p>	<p>○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年8月17日老企第25号） 2 用語の定義 (3) 「常勤」 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(三二時間を下回る場合は三二時間を基本とする。)に達していることをいうものである。～略～ 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすこととする。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事常勤の要件を満たすものであることとする業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。</p>
-------------	---

※他介護保険サービス類型の通知上においても同様の定義

自治体（一例）

- A市：併設：同一敷地内にある事業所等とする
- B県：併設：同一建物内、同一(隣接)敷地内、道路を隔てて隣接の何れかをいう

2. ローカルルール（上乘せ規制）について

- 人員基準など厚生労働省令で定める基準に加えて、規制を課しているなどのいわゆるローカルルール（上乘せ規制）については、厚生労働省令で定める基準に従い適切に定めるべきもの。ご要望事項について、ローカルルールにどのような問題があるのか、またどういった解決策を検討すべきか、伺った上で検討してまいりたい。

○介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）

第七十四条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該指定居宅サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定居宅サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積

三 指定居宅サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 指定居宅サービスの事業に係る利用定員

4 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定居宅サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

3. 常勤換算する場合の勤務延時間数について（非常勤従業員の休暇等）

○運営基準等に係るQ & Aについて（平成14年3月28日厚生労働省老健局振興課事務連絡）において、全サービス共通の常勤換算方法及び勤務延時間数を定義している。

運営基準等に係るQ & Aについて（平成14年3月28日厚生労働省老健局振興課事務連絡）

【常勤換算方法により算定される従業員の休暇等の取扱い】

常勤換算方法により算定される従業員が出張したり、また、休暇を取った場合に、その出張や休暇に係る時間は勤務時間としてカウントするのか。

（答）

「常勤換算方法」とは、非常勤の従業員について「事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業員の員数に換算する方法」（居宅サービス運営基準第2条第8号等）であり、また、「勤務延時間数」とは、「勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間（又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。））として明確に位置付けられている時間の合計数」である（居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-2）等）。以上から、非常勤の従業員の休暇や出張（以下「休暇等」という。）の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めない。

（参考）居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-(3)「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。（以下略）

4. 常勤換算方法での員数について

- 介護施設・事業所においては、常勤換算方法での配置基準に基づき、これまで長期間にわたり介護サービスが行われてきたところであり、各事業所等において、利用者に対するサービスの質が担保されるよう、適切な配置基準を設定いただいていると認識している。
- 各サービス類型におけるご要望については、利用者に対するサービスの質を確保することが何より重要であり、介護サービス提供の実態を見極めた上で、丁寧な検討が必要と考えている。

参考資料

1-1. 管理者・施設長における要件について（兼務）

○他の職務を兼ねることが出来る場合において、個別・具体の事例は様々であり、兼務可能な事業所・施設数を明記しているわけではないものの、例えば訪問介護や通所介護の場合、「管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合は管理業務に支障があると考えられる」等、通知上明確に示している。

サービス例（訪問介護）

基準省令	○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号） (管理者)第六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
解釈通知	○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年8月17日老企第25号） (3) 管理者(基準第六条) 指定訪問介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、訪問介護員等である必要はないものである。 ① 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合 ② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、 管理業務に支障があると考えられる 。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。)

サービス例（通所介護）

基準省令	○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号） (管理者)第九十四条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
解釈通知	○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年8月17日老企第25号） (4) 管理者(基準第九十四条) 訪問介護の場合と同趣旨であるため、第三の1の(3)を参照されたい。